

名 称	令和7年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会	
開催年月日 ・開催場所	令和8年2月9日（月）午後2時～午後3時40分 中央区役所 8階 第5会議室	
出席者の氏名	委員	鈴木委員長、原島委員、山本委員、川委員
	区職員出席者	山崎総務部長、小林総務課長、松田総務課情報公開係長、深山総務課情報公開係員、竹股総務課情報公開係員
配付資料	資料1 中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会出席者名簿 資料2 中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会の運営について（案） 資料3-1 情報公開制度の適正運用に係る取扱指針（案） 資料3-2 情報公開制度の適正運用に係る取扱指針の策定について	
議事次第	1 開会 2 小委員会について （1）委員長及び職務代理者の指名について （2）小委員会の運営について 3 議題 情報公開制度の適正運用に係る取扱指針の策定について 4 その他 5 閉会	
審議の経過	次葉のとおり	

会議記録

1 開会

◎配付資料の確認（小林総務課長）

2 小委員会について

◎委員長に鈴木委員、委員長職務代理者に原島委員が就任

◎小委員会の進め方の確認（小林総務課長）

○鈴木委員長

本会の会議録等は公開か。

○総務課長

そうである。

会議録を事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただいた上でホームページ上で公開する。

○鈴木委員長

録音した音声ではなく、要約の公開という認識でよいか。

○総務課長

ご認識のとおりである。

○鈴木委員長

近年の世間の傾向を鑑みると、音声データの開示請求があった場合にどう対応していくかについても、今後検討の余地があるように感じている。

○川委員

音声データのような生のデータの取扱いについてであるが、そもそもこれらは消去しているものなのか。

○原島委員

どのような目的で生のデータを保存するかが重要である。言い間違いや会話の間、あるいは音声には反映されない紙の資料等があるため、必ずしも生のデータが正解というわけにはいかないと思う。音声データが本会のように会議録として概要版を作成するためという目的であれば、材料にすぎないという扱いで問題はないと考える。

○鈴木委員長

様々な位置づけの資料があると考えられるため、その性質や目的に相応の対応をすればよいと思う。音声データを含めた各種電子化の問題は、今後検討していきたい。

3 議題

◎資料3-1及び3-2について説明（小林総務課長）

○山本委員

資料3-1のうち「2 基準要件」のイについてであるが、対象区政情報は特定されているものの、その情報量が大量であるという場合、諾否の決定に時間を要するものなのか。

○総務課長

ここでいう「大量」の一例として、資料3-2に記載の裁判例③にもあるとおり、開示請求のあった対象区政情報が、相当数の段ボール箱になる場合等が想定できる。その場合、1箱ずつ開封し、その中にある文書1つ1つを確認して被覆処理を実施することになるため、相当な時間を要することになる。

○山本委員

③の判例に沿うのであれば、基準要件のイについては、「対象情報が大量で時間がかかる」ではなく、「対象情報が大量で業務の遂行に著しい支障を生じさせる」としたほうが、今回の指針の趣旨にも沿うのではないかと思う。

○原島委員

資料3-1全体を見ると、「2 基準要件」で不適正請求の警戒段階を示し、「3 不適正請求に該当する開示請求に係る請求者への対応」で警戒段階に至った請求者へのアプローチ方法を示して、当該請求が濫用的か否かを見極める、という作りになっていると思う。

山本委員のご意見のとおり、大量請求自体は、情報公開条例第12条第3項でも認められており、「大量」だけを理由に拒否することはできないと考える。また、対象区政情報が特定されていない請求があったときには、まずは補正を求めることが条例に明記されている。

これらのことから、今提示されている指針案の基準要件については、認識に齟齬が生じる可能性があるのではないかと考えている。

○鈴木委員長

今回の指針で不適正請求にあたるものがあつた場合、条例第11条で対応できるのだろうか、と根拠規定の問題も感じている。条例の策定時には、このような不適正請求はあまり想定し

ていなかった。時間の経過とともに条文の意味も変わっていくこと自体はあり得る話ではあるものの、今の条例第11条に読み込めるものなのかどうかは、検討する必要があるように思う。

○川委員

今回の指針案は、既にある条例等を参考に作ったものなのか。

○総務課長

そうである。

様々な自治体の例を参考に、本区の現状に合わせて整理をしたものである。

○鈴木委員長

不適正請求をどう捉えるかという形式的な話であるが、今回の指針の内容は、開示請求権を外側から抑えるものなのか、あるいは権利に内在する限界として考えていくのか、どちらになるのか原島委員にご意見を伺いたい。

○原島委員

委員長の整理に沿うと、今回の指針は内在的な制約であると思う。

また、先ほど条例第11条についてお話があったが、これは不開示事由に該当する場合の規定であり、不適正請求の場合は、その判断をすることなく「却下」の扱いになると思う。

○総務部長

大量請求に関して例を挙げると、「中央区の契約書の一切」という開示請求があり、請求者に補正を求めた結果、「令和7年度の契約書の一切」という回答が返ってきたとする。契約書となれば、法人の印影は不開示情報であるため、何万件にもなる契約書に1つずつ被覆作業を実施することになる。このような事例の場合、請求者に再度補正を求め、具体的に知りたい契約情報を特定したり、あるいは契約書でなくとも契約の案件がわかる一覧表で対応できないか、といった代替案を提示するのだが、それでもなお一年分の契約書自体を求められたときに、その請求にどのような必要性があるのかとを感じる。この例示のような請求に対して、どこまで対応するべきなのかが課題であると思っている。

○鈴木委員長

自身も今の例示に近いような対応をした経験がある。他の自治体で審査委員をしていたときに、大量請求の不服処理を行った。その経験から、今の例示がどれだけの負担であるかは理解できる。

○山本委員

委員長が対応された請求は、請求者自身に必要性はあったのか。

○鈴木委員長

結果的には対象情報を請求者が受け取ったため、何かしら必要があったと思っている。

ところで、「開示請求権」に紐づきやすい言葉である「知る権利」は、「人権」とも捉えられやすい側面を持つが、「人権」と「請求権」は違うのではないかという考え方もある。作られた制度の中にそれを利用する権利があることを踏まえると、このような制度的な権利を提供するのは行政側であると思うが、原島委員のお考えはいかがか。

○原島委員

民法のいう請求権と開示請求権は性質が違うと思う。開示請求権は、実体的な請求権というよりも、開示手続きや開示制度を動かすという意味の請求権であるため、実際に開示を受けられるかはわからないものになる。民法のいう請求権では、それは実現されるべきものという意味になるが、開示請求権にはそこまでの意味はないと考える。

先に総務部長からあった問題提起については、開示請求権の行使としては不十分であるため、却下できると思う。しかし、文書の特定に関する対応の部分は議論する余地があると思う。

○山本委員

これまでの議論を経て、指針案の中で「3 不適正請求に該当する開示請求に係る請求者への対応」が重要であると感じている。記載にあるとおり、請求者に抽出請求や分割請求を要請し、できる限り請求内容の具体化を目指すことで、行政全体のサービスとの調和を図っていくことが趣旨であると理解している。だからこそ、合理的に対象区政情報を絞り込むことは妥当だと考える。

○鈴木委員長

今の山本委員の話も踏まえ、自治体での実績はないかつ条例の改正にも関係すると思うが、文書を特定する判断を行政側にも認める、ということは考えられないか。お願いではなく、請求を分割することを行政側で決められるようにするという意味である。

○原島委員

現在も条例第12条第3項に特例として60日以上の延長を認めており、その代わりに60日の段階で相当の部分は開示決定をするという規定になっている。ここでいう、「相当の期間」の運用方法で、10分割や数年間を想定するかどうか論点であると思う。ただ、ひとつの案

としては請求を断らずに受け入れるため、条例の方向性や立てつけにかなうという点では良い案だと感じている。

○鈴木委員長

条例第12条第3項で対応できるかどうかについては検討の余地があるように思う。

○原島委員

指針案の「3 不適正請求に該当する開示請求に係る請求者への対応」に分割請求等を請求者側にお願するという趣旨の記載があるため、それが受け入れられなかった場合に、3の続きで、次は行政側で分割するという流れになるのではないかと思う。現状は、3の後は不適正請求に該当するということになるが、なお請求を生かす道を残すかがこの部分の論点かと思う。

○鈴木委員長

不適正請求を却下するとなると、条例改正も視野に入れなければいけないかもしれないと思っている。あわせて条例第12条第3項についても、今の条例第12条第3項のいう「大量」は、不適正請求にあたるものを想定していない。適正な請求も含めて「大量」であることが前提の条文となっているため、解釈に大きな変更が生じる。

○総務部長

今の条例第12条第3項の分割請求の点に補足であるが、大量請求の中でも本区が現状特に問題視していることは、請求者が対象区政情報を受け取りに来ないという点である。受け取らないということは、請求者はその情報に必要性を感じておらず、業務に支障をきたすことが目的とされていると考えられる。仮に分割請求が成立したとして、初回の開示決定を実施した際には、おそらく受け取りに来ないことが想定できる。引き続き分割請求の処理を進めたとしても結果として受け取りに来ないものに対して、本会で指針を決めて対応したいと考えている。

開示決定をしたものを受け取りに来ない請求者に対しても、ずっとやり取りを続けるべきなのか、あるいはこの点が条例上で想定しているものと乖離があるのであれば、指針にて対応し、問題解決に繋がたいと考えている。この解決手法については、各自治体でも実施しているため、本区においても第一段階として提案させていただいている。

また、大量請求を五月雨式に実施してくる請求者に対しての対応も問題視している。現状、開示決定をしたにも関わらず受け取りに来なかった場合でも、新たな開示請求をすることは可能である。新たな開示請求があれば業務自体は発生していくため、指針を決めて方向性を明確にし、対応していきたい。指針を策定し、請求者にも示したうえで制度運用を図ること

が、現状として取りかかることができるものだと思っている。

○川委員

他の自治体でも同様の問題は必ずあるように思う。今の問題点に対して、先に手数料を納付することで抑止力としていることもあるが、実際に処理をしてみなければわからない部分も多いかつ手数料を高額にするわけにはいかないため、苦慮するところであると感じる。

○総務部長

前回の審議会の場でも手数料についての話があったが、本区においては申請手数料は徴収しておらず、開示決定の段階で開示手数料として徴収している。そのため、手数料は払えないということから情報の受け取りに来ず、また新たな開示請求を実施してくる、ということも問題視している。

○山本委員

今の話にあった事例を却下することは、合理的な理由があると思う。条例第4条の規定にある「適正な請求」と「適正な利用」に反するため却下として良いと考える。

○鈴木委員長

法律構成は今の話で問題ないが、実際にそれを請求者側に受け止めてもらえるかを懸念している。多少手間がかかっても条例に落とし込んだほうがいい気がしている。

今問題提起としてあがっている「申請自体を受け付けない」という対応は、結果的には「却下」となるので、今の条例の解釈では無理があるように思う。条例に新しく条項を規定して、この場合は却下する、という対応が良いのではないかと思う。

○総務部長

指針は、条例第4条を具現化するための考え方として示すような位置づけになるが、これを条例に落とし込むとなると、捉え方の検討が必要かと思う。

○原島委員

ちなみに、事務局としては不適正請求として対応する場合について、論理構成を含めてどのように考えているのか。

○総務課長

指針の「4 不適正請求に当たる開示請求と判断した場合の取扱い」に当たる部分だと思うが、条例第4条を適用し、一般的な法理・原則として「適正な請求に当たらない」ことを

理由に「不開示決定」を行うと考えている。

○原島委員

条例第4条を適用させる場合、その結果「却下」となるのであればそれはわかる。ただ、条例第8条の柱書で「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、開示しなければならない」と規定されている以上、不開示事由に該当しなければ、「不開示決定」はできないと考える。

○総務課長

承知した。

○原島委員

今も請求内容が特定されていない場合等、請求を適式に行っていない場合は却下されていると思う。委員長のご意見は、却下するにあたって、条例第4条という概括的かつ原則的な規定で却下するというところを、運用上解釈を広げることのみで対応するのは難しいのではないか、という理解でよいか。

○鈴木委員長

そうである。

審査請求まで提起された場合の一連の流れを考えたときに、運用ではなく、条例に明記したほうが万全ではないかと考えている。

論点は出尽くしたように思うがいかがか。

○原島委員

指針という形で内規で進めるのか、条例に規定が必要なのかという点が残っているが、概ね出尽くしたと考えて良いと思う。

不適正請求による却下の対象を見極めることは、非常に難しいと思っている。適正な目的がない請求を繰り返すであろう請求人に対し、どこで線を引くかの判断材料が指針だけでは、少し不安を感じる。行政文書の閲覧は、請求する側の権利性が強いと社会的には考えられるようになっているように思う。それを鑑みると、条文があったほうがよいと思うが、何とか指針で対応するとしたら、どういう制度設計になるのかといった細部の議論が必要になると思う。

○鈴木委員長

指針の内容を、情報公開の担当課である総務課は理解できると思うが、各所管課に対しては、この指針だけではなく、より具体的なノウハウを明示していかなければならず、これが

大変なのではないかと思っている。

条例を改正するのであれば、指針の解釈で対応するよりはわかりやすくかつ請求者にも伝えやすい面がある。条例改正の過程まではわかりかねるが、できるのであれば条例改正も検討してほしい。

○総務部長

条例改正は、議会での議決が必要である。そのため、今回審議いただいている不適正請求だけでなく、条例全体を見直すことになると思う。特に本区は手数料を徴収する規定となっているため、その点も含め、議会としてどのように判断するかは時間を要することが想定される。ただ、現場の状況を考えると、指針を策定して速やかに対応するほうが現実的であると考えている。

○川委員

まずは指針を決めて運用しながら変えていくという手法にするか、条例を改正するかの2択であることは間違いのないと思う。現場の状況等もみつつ、必要性に応じて決めるという選択の仕方はあっていいと思う。

○総務課長

総括として、先ほど皆さまから、却下をする場合に適用する規定についてご意見をいただいたので、その議論を踏まえ、指針の文言については再度検討させていただければと考えている。

今後の事務の流れとしては、整理できた指針案を委員の皆様にご送付し、ご意見を頂戴しつつ小委員会の案としてまとまったものを、審議会に提示する。審議会にて了承をいただければ完成となる。審議会については、現状、書面開催で実施しようと考えている。

○鈴木委員長

承知した。

（午後3時40分閉会）